

(仮称) 泉南中央公園用地活用事業 民間プール施設利用基本契約書 (案)

泉南市（以下「甲」という。）と【施設提供者名】（以下「乙」という。）とは、別紙1記載の施設（以下「本施設」という。）を甲が第2条に定める目的のために利用し、乙がこれを利用させるために、必要な条件等を定める契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 乙は、甲が令和4年4月28日付で公表した「(仮称) 泉南中央公園用地活用事業募集要項」(以下「募集要項」という。)及び「(仮称) 泉南中央公園用地活用事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)なお、募集要項と要求水準書とを併せて以下「募集要項等」という。)で定める事業(以下「本事業」という。)を実施するために、本施設を甲に対して本契約で定める条件に従って利用させるものとし、甲は当該利用許諾の対価を本契約に従って乙に支払うことを約する。

(利用目的)

第2条 甲は、本施設を別紙2記載の小中学校及び幼稚園（以下「本件対象学校園」という。）の水泳授業に供する目的で利用するものとする。

(契約の保証)

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、本契約における当該年における年間施設利用料額の100分の10に相当する額以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

(利用期間、本施設利用スケジュール)

第4条 甲の本施設の利用期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする（以下「本利用期間」という。）。

2 本利用期間中、甲は、毎年度の始期の●日前までに、募集要項等の範囲において、当該年度における甲の本施設を利用するための具体的な日時等のスケジュール（以下「本施設利用スケジュール」という。）を乙に通知したうえで、当該年度における本施設の利用に関する利用料の支払等に関する詳細を協議し、概要別紙3の（仮称）泉南中央公園用地活用事業 民間プール施設利用年度契約書を締結する。

3 乙は、本施設利用スケジュールについて、募集要項等に基づき甲に独占的に本施設を利用させなければならない。ただし、本施設の一部を第三者に利用させることを甲が事前に承諾した場合はこの限りではない。

4 甲はやむを得ない事由により本施設利用スケジュールを変更する必要がある場合、乙と協議を行う。乙は、変更を行うことができない特段のやむを得ない事由がない限り、甲の変更要請を受け入れるものとする。

(利用料)

第5条 本施設の利用料の算定方法、決定方法、改定方法等は、令和4年4月28日付で募集要項とともに甲が公表した「市が支払う対価の算定方法等」のうち「民間プール施設の提供業務の対価（対価A）」に関する定めに従うものとする。

(乙の安全確保義務)

第6条 乙は本施設が第2条で定める目的のために利用されることを十分に理解したうえで、授業を受ける園児、児童、生徒及び教職員の安全が保たれるよう、本施設を募集要項等で定める要求水準を維持した状態を確保するとともに、新型コロナウイルスその他の各感染症対策のために要求水準書の定めに従って定期的な消毒や換気を徹底しなければならない。

2 乙は、本施設を利用する園児、児童、生徒及び教職員の安全面に十分配慮し、常時2名以上の監視員をプールサイドに配置することとする。

(甲の善管注意義務)

第7条 甲は、本施設を利用するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって利用する。

(諸費用の負担及び個人情報保護)

第8条 本施設の利用に係わる電気、ガス、水道等の諸費用は、第5条に定める利用料に含まれるものとし、電気、ガス、水道等の供給業者に対しては乙がこれを支払うものとする。

2 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、泉南市個人情報保護条例（平成11年10月4日条例第18号。その後の改正を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(甲の解除権)

第9条 乙がその債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙が次に掲げる事由に該当する場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

(1) 乙の債務の全部又は一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、当該解除がなされた日の属する年度において想定される利用料の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、前2項各号の事由が乙の責めに帰すべき事由によるものでない場合はこの限りではない。

4 前項の場合において、本契約に関し契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

5 第3項の違約金は損害賠償額の予定を定めるものではなく、甲が第3項に定める違約金を超えて当該解除により損害を被った場合には、当該超過損害分の賠償を乙に請求することができるものとする。

(乙の解除権)

第10条 甲がその債務を履行しない場合において、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、乙は、本契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第11条 本契約が解除された場合には、本契約に規定する甲及び乙の義務は将来に向けて消滅する。

(保険)

第12条 乙は、乙の責に帰すべき事由により甲、甲の教職員、園児、児童、生徒及び第三者に損害を与えた場合に、乙がその損害を賠償するため、賠償責任保険（対人賠償は1名1億円以上）を付保しなければならない。当該保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに甲に報告しなければならない。

(本契約の変更)

第14条 本契約（別紙を含む。）の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、本契約により生ずる権利、義務又は契約上の地位を第三者に譲渡、担保設定、その他の処分を行い、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第17条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、甲は乙と協議の上、これを定める。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方で各1通を所持するものとする。

令和●年●月●日

甲 所在地
代表者 泉南市長 印

乙 所在地
商号又は名称
代表者 印

別紙1 本施設

※ 施設を特定できる情報（不動産登記情報等）を契約締結時に記載する。

別紙2 本件対象学校園

民間プール施設にて学校水泳授業を行う市立の小学校、中学校、幼稚園は、以下に示すとおりである。なお、中学校の学校水泳授業は、1年生のみを対象とする。

学校名	所在地
<small>しんげ</small> 新家小学校	大阪府泉南市新家 975
<small>しんだち</small> 信達小学校	大阪府泉南市信達牧野 705
<small>ひがし</small> 東小学校	大阪府泉南市信達金熊寺 553
<small>にししんだち</small> 西信達小学校	大阪府泉南市岡田 5-24-1
<small>たるい</small> 樽井小学校	大阪府泉南市樽井 4-29-1
<small>おのしん</small> 雄信小学校	大阪府泉南市男里 3-11-1
<small>いちおか</small> 一丘小学校	大阪府泉南市新家 285-7
<small>すながわ</small> 砂川小学校	大阪府泉南市信達市場 450-6
<small>しんげひがし</small> 新家東小学校	大阪府泉南市兎田 729-3
<small>なるたき</small> 鳴滝小学校	大阪府泉南市信達市場 1602

学校名	所在地
<small>せんなん</small> 泉南中学校	大阪府泉南市樽井 2-9-1
<small>にししんだち</small> 西信達中学校	大阪府泉南市岡田 3-24-1
<small>いちおか</small> 一丘中学校	大阪府泉南市信達市場 543-12
<small>しんだち</small> 信達中学校	大阪府泉南市信達牧野 34-1

学校名	所在地
くすのき幼稚園	大阪府泉南市馬場 1-3-1
あおぞら幼稚園	大阪府泉南市信達大苗代 36-6

（仮称）泉南中央公園用地活用事業 民間プール施設利用年度契約書

泉南市（以下「甲」という。）と【事業者名】（以下「乙」という。）とは、（仮称）泉南中央公園用地活用事業 民間プール施設利用基本契約（以下「基本契約」という。）に関し、次のとおり年度契約（以下「本年度契約」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本年度契約は、本施設の利用にあたり、基本契約に定めのない事項及び必要な事項について定めるものとする。

（本年度契約の期間）

第2条 本年度契約の期間は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までとする。

（令和○年度の利用率）

第3条 基本契約第5条に基づき、甲が乙に支払う令和○年度の利用率は、年額○, ○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の利用率は、下記に従って支払うものとする。

記

支払予定日	支払額	備考
○月○日	○, ○○○円	
○月○日	○, ○○○円	
	計 ○, ○○○円	

3 乙は、前項の支払を受けるための請求書を、支払予定日の20日前までに、甲に提出するものとする。なお、支払い予定日の20日前までに請求書の提出がなかった場合は、甲は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（疑義についての協議）

第4条 本年度契約、基本契約及び募集要項等に定めのない事項で必要がある場合及び本年度契約について疑義が生じたときは、甲と乙とで協議を行った上で決定するものとする。

本年度契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を所持する。

令和●年●月●日

甲 所在地
代表者 泉南市長 印

乙 所在地
商号又は名称
代表者 印